

上田女子短期大学観光文化研究所 規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上田女子短期大学観光文化研究所（以下「観光文化研究所」という）にかんする必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 観光文化研究所は、観光文化についての調査研究を行うとともに、ひろく地域文化の現状を把握し、観光文化の振興に寄与する研究ならびに活動を実践することを目的とする。

(事業)

第3条 観光文化研究所は、第2条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

- 1、観光文化にかんする調査研究の推進
- 2、観光文化にかんする資料の収集と整理
- 3、観光文化にかんする刊行物（著書、資料集、所報など）の公刊
- 4、公開の研究会・講演会等の開催
- 5、その他必要な事業

(組織)

第4条 観光文化研究所の所長および所員(研究員)は、本学の教員をもってあてる。

第5条 研究所における研究の推進上必要のあるときは、学外の研究者を客員研究員として当該研究に参加させることができる。

2. 客員研究員にかんする内規は別に定める。

(運営)

第6条 観光文化研究所の円滑な運営を図るため、観光文化研究所運営委員会を置く。

(改廃)

第7条 この規程を改廃するときは、運営委員会の議を経て、教授会の承認を得なければならない。

附則 この規程は、平成14年4月4日から施行する。